破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第２７号
愛媛県宇和島市寄松甲1264番地１
債務者　山本千鶴子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　勝也
4　破産債権の届出期間　平成22年５月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成22年６月24日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第８８号
香川県高松市花園町３丁目７番21号
債務者　前川耕一郎
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　正則
4　破産債権の届出期間　平成22年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月１日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１４６号
神奈川県小田原市早川３丁目14番地の16　日東早川寮204号室
債務者　柴谷　弘美
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八木下美帆
4　破産債権の届出期間　平成22年４月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月30日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第３１９０号
福岡市博多区吉塚５丁目11番35号
債務者　大園　絹代
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村佐和子
4　破産債権の届出期間　平成22年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月18日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７４号
福島市松川町字中町64番地の１
債務者　菅野　　明
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　澤井　　功
4　破産債権の届出期間　平成22年４月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月21日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１１０号
福岡県古賀市花見東２丁目19番１号
債務者　荒木　裕司
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中原　昌孝
4　破産債権の届出期間　平成22年５月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月12日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１２４号
岩手県一関市大手町１番30号
債務者　小岩　光枝
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　千田　功平
4　破産債権の届出期間　平成22年４月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月15日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第２９号
三重県伊賀市上野田端町1136、住民票上の住所三重県伊賀市上野田端町1133番地
債務者　嵜山　信二
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　敏秀
4　破産債権の届出期間　平成22年４月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月21日午後２時
6　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第１９８号
京都市南区吉祥院石原西町６番地　ＲＸ吉祥院205
債務者　山添　　勝
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　玉村　　匡
4　破産債権の届出期間　平成22年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月11日午後４時
6　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６８号
兵庫県西宮市天道町16番13号、前住所兵庫県西宮市川添町13番19号
債務者　南　　貴子
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久米　知之
4　破産債権の届出期間　平成22年４月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月３日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４７４号
京都府長岡京市友岡川原29番地１　ファランドールＫ301
債務者　髙橋　　渡
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中　　隆志
4　破産債権の届出期間　平成22年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月23日午後４時
6　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第３５８９号
愛知県知多郡美浜町大字古布字屋敷167番地11
債務者　工藤　秀仁
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡　耕一郎
4　破産債権の届出期間　平成22年４月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月29日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７０８号
名古屋市千種区池下１丁目11番19号　池下１ビル601号、住民票上の住所名古屋市緑区神の倉４丁目221番地
債務者　伊藤　　要
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　真司
4　破産債権の届出期間　平成22年４月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月６日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７４号
富山市寺町けや木台157番地
債務者　宮崎　吉史
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗本　正貴
4　破産債権の届出期間　平成22年４月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月28日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
富山地方裁判所民事部